

令和 6 年定例会 12月定期議会
総務企画常任委員会調査報告書

令和 6 年 12 月 19 日

総務企画常任委員会

総務務企画常任委員会 活動状況

〔報告期間〕 令和6年9月10日～令和6年12月1日

日時	活動区分	内 容	頁
9.10(火) 13:00～13:27	委員間討議	《委員のみ》 ■9月定期議会中における委員会並びに分科会日程について ■議会による事務事業評価の取りまとめについて 〔出席者〕 日下委員長ほか委員8名	—
9.19(木) 13:46～14:21	所管事務調査 ①	《まちづくり推進部》 ■第三次登米市総合計画の策定について ■第5次登米市行財政改革大綱策定方針について 〔出席者〕 日下委員長ほか委員8名 まちづくり推進部 佐藤部長ほか4名	—
9.24(火) 10:00～11:21	委員間討議	《委員のみ》 ■委員会調査報告書について ■令和5年度各種会計に係る決算審査の進め方について 〔出席者〕 日下委員長ほか委員8名	—
10.11(金) 13:30～16:30	所管事務調査 ②	(現地調査) 【訪問先：東北電力女川原子力発電所】 ■女川原子力発電所再稼働に向けた安全性の確認について 〔出席者〕 日下委員長ほか委員7名	4
10.21(月) 13:33～15:03	委員間討議	《委員のみ》 ■行政視察の振り返りについて ■令和6年度年間活動計画について 〔出席者〕 日下委員長ほか5名	—
11.7(木) 13:27～15:50	所管事務調査 ③	《総務部》 ■市制施行20周年記念事業について 《まちづくり推進部》 ■登米市行政区長設置条例の制定の考え方について	8

日時	活動区分	内 容	頁
11. 7 (木) 13:27~15:50	所管事務調査 ③	〔出席者〕 日下委員長ほか8名 総務部 阿部部長ほか5名 まちづくり推進部 佐藤部長ほか3名	—
11. 20 (水) 10:55~16:00	現 地 調 査	《上下水道部》 ■保呂羽浄水場再構築事業について 〔出席者〕 日下委員長ほか委員8名 上下水道部 細川部長ほか6名	11
	所管事務調査 ④	《上下水道部》 ■合併処理浄化槽整備について ■上下水道耐震化計画について 《まちづくり推進部》 ■地域おこし協力隊報酬額改定の概要について ■登米市行政区長設置条例の制定の考え方について 〔出席者〕 上下水道部 細川部長ほか7名 まちづくり推進部 佐藤部長ほか5名 日下委員長ほか委員7名	15
	委員間討議	《委員のみ》 ■宮城県市議会議長会春季定期総会提案議案について ■意見交換会で聴取した意見等の対応について 〔出席者〕 日下委員長ほか委員7名	—

【所管事務調査②（現地調査）】

1. 期 間：令和6年10月11日（金）
2. 訪問先および内容
東北電力女川原子力発電所
『女川原子力発電所再稼働に向けた安全性の確認について』
3. 参 加 者：委員長 日下 俊、副委員長 浅田琢哉
委 員 伊藤善博、曾根充敏、須藤幸喜、岩渕正弘、
熊谷和弘、佐々木幸一
随 行 議会事務局主幹 庄司美香
4. 概 要：（別紙のとおり）
5. 所 見：（別紙のとおり）

【東北電力女川原子力発電所】

女川原子力発電所再稼働に向けた安全性の確認について

■日 時：令和6年10月11日（金） 午後1時30分～午後4時30分

■場 所：東北電力女川原子力発電所 PR センター及び発電所構内

（概 要）

10月29日に再稼働を控えている女川原子力発電所において、再稼働予定の2号機とほぼ同規模、同構造である3号機内を視察した。

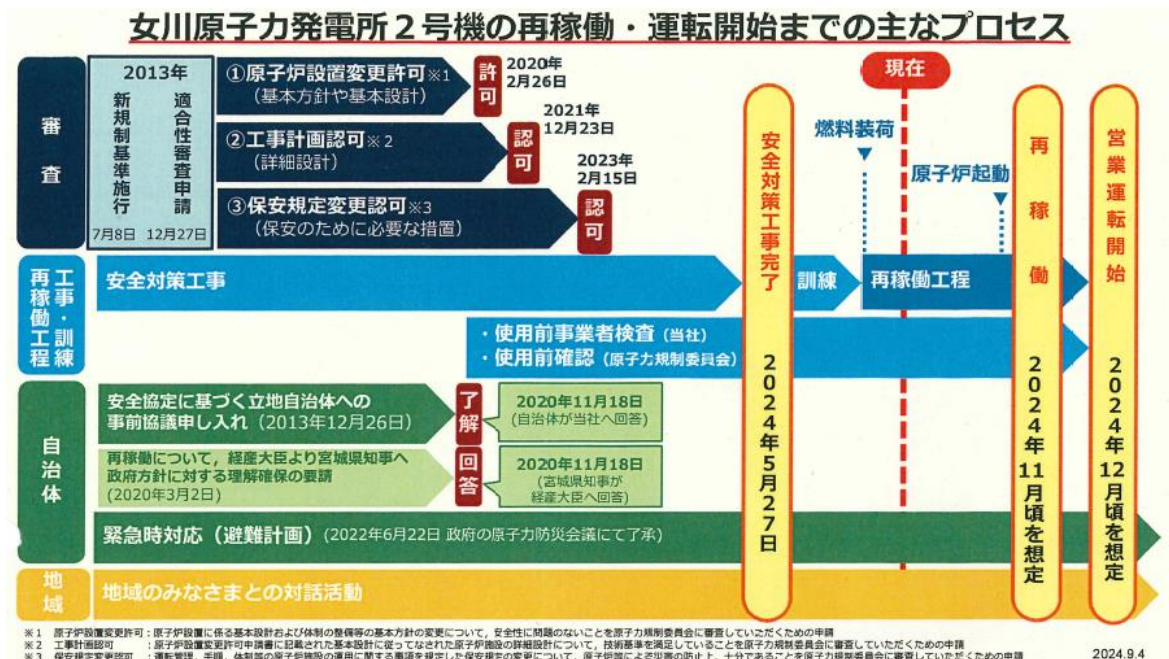
女川原子力発電所は、東日本大震災以降稼働を停止していたが、各種安全対策工事を実施し、2020年には、安全協定に基づく立地自治体への事前協議でも2号機の再稼働について了解を得ている。

当初予定していた2024年2月の再稼働は、工事の遅れなどに伴い工程が見直され、5月、7月と延期を重ねてきたが、視察時点では10月29日の再稼働に向けた各種点検が行われていた。

女川原子力発電所2号機の原子炉型式は、東日本大震災の際に事故を起こした東京電力福島第一原発と同じ沸騰水型原子炉（BWR）である。この形式の原子炉が再稼働されるのは、東日本大震災以後初めてとなる。

[これまで実施されてきた主な安全対策]

➤ 地震・津波対策
・ 海拔 29m、全長 800mの防潮堤を建設 ・ 耐震工事（発電所敷地周辺の基準値振動を 1,000 ガルと想定）
➤ 電源の確保
・ 軽油タンクを地下式としたガスタービン設備を高台に設置 ・ 電源車の追加配備
➤ 原子炉冷却機能の確保
・ 1万トンの淡水貯水槽を高台に設置 ・ 大容量送水ポンプ車の配備
➤ 事故の影響抑制
・ 水素再結合装置の設置（燃料破損により発生した水素の蓄積を抑制） ・ フィルター付き格納容器ベント装置設置（放射性物質の放出量を 1,000 分の 1 以下に抑制）



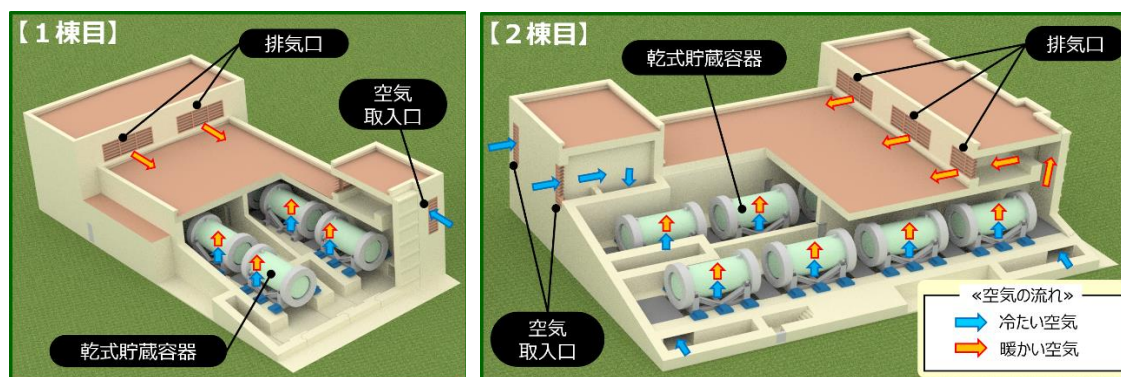
また、令和6年2月28日、女川原子力発電所2号機における使用済燃料乾式貯蔵施設2棟を敷地内に設置するため、原子力規制委員会に「原子炉設置変更許可申請書」が提出されている。

これは、2号機で使用し、使用済燃料プールで十分に冷却された使用済燃料を収納したキャスク（金属製の乾式貯蔵容器）を空気の自然対流で冷却する施設で、水や電気を使用しないため、安全性にも優れているとのことである。

キャスク1基あたりには69体の使用済燃料が収納可能であり、2028年3月供用開始予定の1棟目には552本、2032年6月供用開始予定の2棟目には828本が収納できる規模となっている。1サイクル（稼働12か月、点検3か月、計およそ15か月）あたりで入れ替える核燃料棒は120～130本となる。キャスクは敷地内をトラックで輸送することとしており、過去には搬出実績がある。

東北電力としては、使用済核燃料の再処理は国策であり、いつまでも敷地内に保管しておくつもりはないとの考えであった。

〔乾式貯蔵建屋（イメージ図）〕





PR センター内で職員から説明を受ける



PR センター玄関前にて

（所 見）

国の審査が終了したことを受け、再稼働間近の原子力発電所を見学した。

女川原子力発電所には、これまでも何度か訪問しており、都度安全対策の進捗を確認してきたが、防潮堤や火災安全帯などといった大掛かりなものを含め、完成形を確認した。今回は実際の原子力建屋（3号機）にも入り、建屋内の設備強化も実際目にし、運転準備に臨む作業を見学した。

新たに設置される使用済核燃料乾式貯蔵施設については、当初の予定を変更し座学での説明になったが、相当期間の貯蔵を計画するなど、その内容が明らかになった。

全国には使用済核燃料に課税している例が相当あり、東電と原電が建設する中間貯蔵施設が立地するむつ市も同様の動きを見せている。電力側が、仮にこの使用済燃料乾式貯蔵設備を恒久的に中間貯蔵施設代わりとする方向に向くのであれば、UPZ 自治体として、県に法定外目的税の検討を促す働きかけがあってもよいのではないかな。

【所管事務調査③】

1. 日 時：令和6年11月7日(木) 午後1時27分～午後3時50分
2. 場 所：迫庁舎 3階 第1委員会室
3. 事 件：
 <総 務 部> 市制施行20周年記念事業について
 <まちづくり推進部> 登米市行政区長設置条例の制定の考え方について
4. 出 席 者：委員長 日下 俊、副委員長 浅田琢哉
 委 員 伊藤善博、曾根充敏、須藤幸喜、岩渕正弘、
 熊谷和弘、佐々木幸一、氏家英人

 (総 務 部) 部長 阿部桂一、 次長兼市長公室長 新田公和、
 参事兼総務課長 平井 崇、
 副参事兼市長公室長補佐 松井 満、
 市長公室秘書総務係長 佐藤旭信
 (まちづくり推進部) 部長 佐藤 靖、市民協働課長 千葉克巳、
 まちづくり推進課長補佐 岸名紀彦、
 市民協働課主幹兼市民活動支援係長 石川千恵

 (議 会 事 務 局) 主幹 庄司美香
5. 概 要：(別紙のとおり)
6. 所 見：(別紙のとおり)

■市制施行 20 周年記念事業について

（概 要）

令和 7 年 4 月に迎える市制施行 20 周年を記念し、今年度実施しているプレイベント事業に加え、今後予定している各種事業について調査を行った。

市制施行 20 周年の認知度向上や機運醸成を図るため、一体感を表すロゴマークを高校生から募集した結果、16 件の応募があり、10 月 3 日から 10 月 31 日までオンライン投票、10 月 6 日には産業フェスティバル会場において投票が行われ、現在集計作業中とのことであった。

市民等の主体的な取組を推進し、機運醸成のために募集したプレイベント事業では 2 団体 2 事業が採択され、このうち絆祭りは 7 月に実施されたが、11 月中旬には TOME アカデミアが開催される予定となっている。

このほか、現在、とめふるさと大使の委嘱や各種テレビ番組の招致などに取り組んでおり、12 月末頃からはカウントダウンカレンダーによる周知を開始するとのことであった。

[令和 7 年度取組予定の事業]

- ・市制施行 20 周年記念式典、祝賀会
- ・市制施行 20 周年記念誌、記念動画作成事業
- ・市制施行 20 周年記念イベント補助金
- ・市民バスで行く登米市の名所フォトコンテスト
- ・市制 20 周年記念 登米市ぐるっとウォーキング
- ・登米市市制施行 20 周年記念マンホール蓋制作
- ・登米市消防本部一日消防長&消防署長
- ・記念事業への子どもたちの参加
- ・市制施行 20 周年記念誌「登米の歴史と文化」
- ・市制 20 周年記念 登米市お笑いの日

（所 見）

市制施行 20 周年記念式典、祝賀会を令和 7 年 4 月 6 日（日曜日）開催として計画しているとの報告を受けた。

プレイベント事業でも行った補助事業や記念ロゴマークの作成による機運醸成を図る取組については、しっかりとした成果を上げていると考える。

令和 7 年度においては、市民とともに様々な知恵を出し合い、市全体での協力体制の構築を十二分に行い、同じく合併 20 周年を迎える他自治体にはない特色を盛り込みながら、未来に向けた新たなスタートとなるよう進められたい。

■登米市行政区長設置条例の制定の考え方について

(概 要)

現在、区長の身分は地方公務員法第3条第3項第3号に基づき、特別職非常勤職員として委嘱している。しかし、令和2年4月1日に施行された地方公務員法の一部改正により、特別職非常勤職員としての位置付けが困難となったことから、その取扱いを検討した結果について調査を行った。

県内では、区長制度がある11市中8市が私人として位置付けされており、本市も令和4年度には私人として検討されていた経緯がある。

しかし、本市における区長業務の実態は、私人への委託として例示される「住民への周知及び配布業務」にとどまらず、交通安全、環境保全、農政関係、教育関係など、区長設置規則に規定する職務からは読み取ることができない多岐に及んでおり、特に地域住民及び世帯等の状況把握は、住民のプライバシーに直接接触するものである。

これらのことから、引き続き特別職非常勤職員として位置づけるため、地方公務員法第3条第3項第2号を根拠に、執行機関の附属機関である委員及び委員会の構成員として、今後、設置根拠となる条例を制定するとのことであった。任期は2年とし、行政区による推薦者に市長が委嘱すると考えられている。

[地方公務員法：抜粋]

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

第三条 (略)

3 特別職は、次に掲げる職とする。

(略)

二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(略)

三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職(専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限る。)

三の二 投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、審査分会長、国民投票分会長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人、審査分会立会人、国民投票分会立会人その他総務省令で定める者の職

特別職非常勤職員
とする根拠

令和4年度に私人
と検討した根拠

総務企画常任委員会 活動概要

【現地調査・所管事務調査④】

1. 日 時：令和6年11月20日(水) 午前10時55分～午後4時00分
2. 場 所：迫庁舎 3階 第1委員会室
3. 事 件：
 - ＜上 下 水 道 部＞ 保呂羽浄水場再構築事業について
合併処理浄化槽整備について
上下水道耐震化計画について
 - ＜まちづくり推進部＞ 地域おこし協力隊報酬額改定の考え方について
登米市行政区長設置条例の制定の考え方について
4. 出 席 者：委員長 日下 俊、副委員長 浅田琢哉
委 員 伊藤善博、曾根充敏、須藤幸喜、岩渕正弘、
熊谷和弘、佐々木幸一、氏家英人
(上 下 水 道 部) 部長 細川宏伸、次長兼水道施設課長 鈴木安宏、
経営総務課長 佐々木隆、下水道施設課長 星 勝弘、
経営総務課長補佐 菅原直樹、
水道施設課長補佐 高橋広人、
下水道施設課長補佐 杉田将幸、
下水道施設課長補佐兼下水道整備係長 小出興嗣、
水道施設課技術主幹兼水道管理係長 千葉一博、
水道施設課技術主幹兼水道整備係長 落合敏之
(まちづくり推進部) 部長 佐藤 靖、
次長兼まちづくり推進部長 岩渕 治、
市民協働課長 千葉克巳、
まちづくり推進課長補佐 岸名紀彦、
まちづくり推進課長補佐兼ふるさと定住係長
小野寺祐喜、
市民協働課主幹兼市民活動支援係長 石川千恵
(議 会 事 務 局) 主幹 庄司美香
5. 概 要：(別紙のとおり)
6. 所 見：(別紙のとおり)

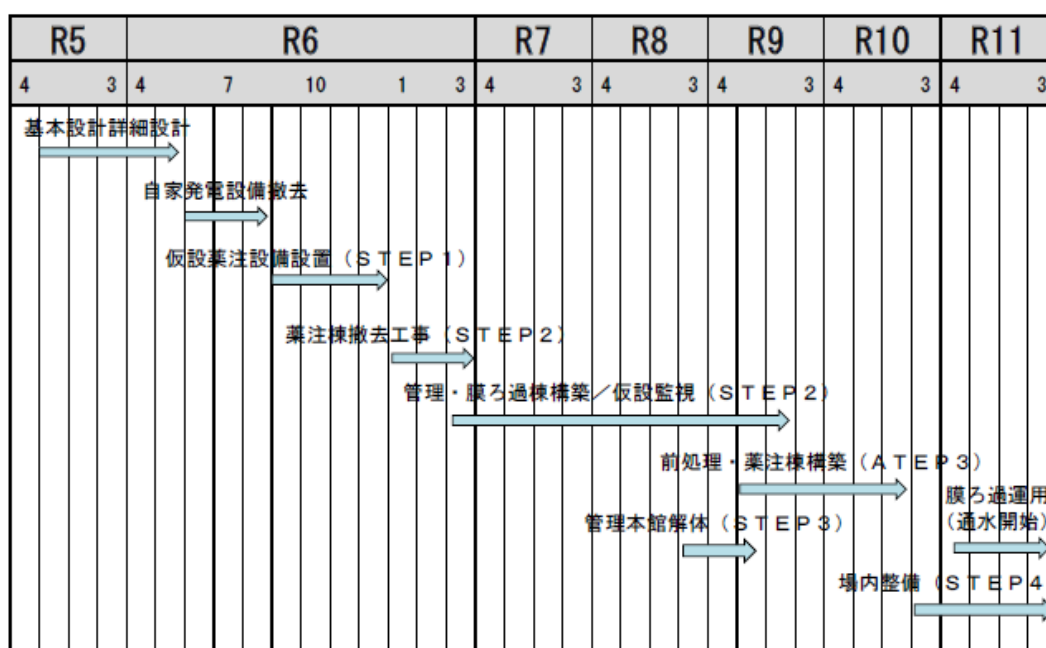
■保呂羽浄水場再構築事業について

(概 要)

保呂羽浄水場再構築事業に係る工事安全祈願祭が執り行われたことから、改めて現地において建築場所及び工程について確認を行った。

令和6年度の工程としては、既に自家発電設備の撤去が終了しており、現在は仮設薬注設備の設置が行われている。今後、現在の薬注棟が撤去され、その跡地に4階建ての管理・膜ろ過棟が建築される。管理・膜ろ過棟の完成は令和9年度を予定しており、管理機能移設後に現在の管理等を撤去し、2階建ての前処理・薬注棟の建築が始まる。

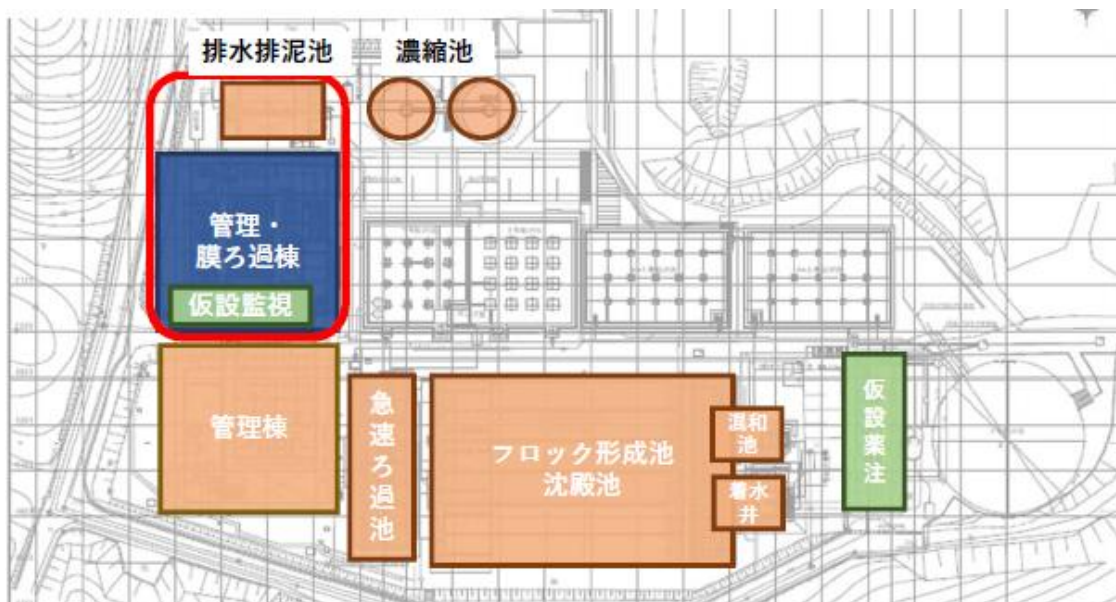
膜ろ過の運用開始は、令和11年度を予定している。



➤ステップ1：薬品注入設備の仮設



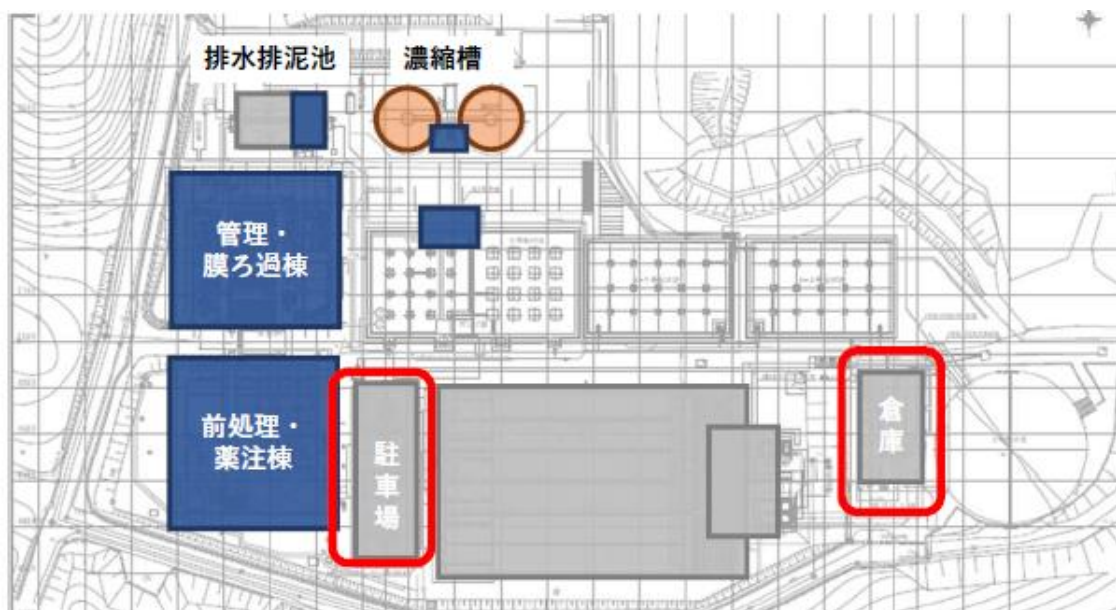
➤ステップ２：既設薬注棟の撤去と管理・膜ろ過棟の建設



➤ステップ３：既設管理等の撤去と前処理・薬注棟の建設、試運転、膜ろ過へ切替



➤ステップ4：既設急速ろ過池の撤去と場内整備、沈殿池掻寄機の撤去、
仮設設備撤去、完成



保呂羽浄水場管理等前で職員から説明を受ける



発電設備を撤去し、整備中の薬注棟内

（所 見）

「登米市保呂羽浄水場再構築事業」を受注した、メタウォーター株式会社を代表とする企業グループが開催した安全祈願祭に全委員で出席した。

保呂羽浄水場は、市内の浄水供給の約 85%を占める基幹浄水場であるが、供用開始から 40 年以上が経過していることや旧方式である急速ろ過方式を採用していることなど、将来的な水道水の安全性、確実な給水、供給体制の持続性の確保等に課題があった。再構築事業は令和 11 年の竣工を目指し、新たなセラミック膜ろ過方式により DBM 方式（設計・施行・保全管理の一括発注方式）にて実施する。安全祈願祭後、現地にて職員から詳しい事業内容の説明を受けたが、市内への浄水供給を行いながらの難しい事業となる。市民生活の安全・安心確保のため事故等の無いよう安全第一に進められたい。

■合併処理浄化槽整備について

(概 要)

本年2月9日の調査では整備手法の転換が必要であること、6月13日の調査では整備手法を「市設置型」から「個人設置型」に変更することについて説明を受けており、今回は今後のスケジュールを中心に調査を行った。

例規の制定、改正（案）

- ・条例名称を「登米市浄化槽整備推進事業条例」から「登米市浄化槽の管理等に関する条例」に改正
- ・「登米市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱」を制定

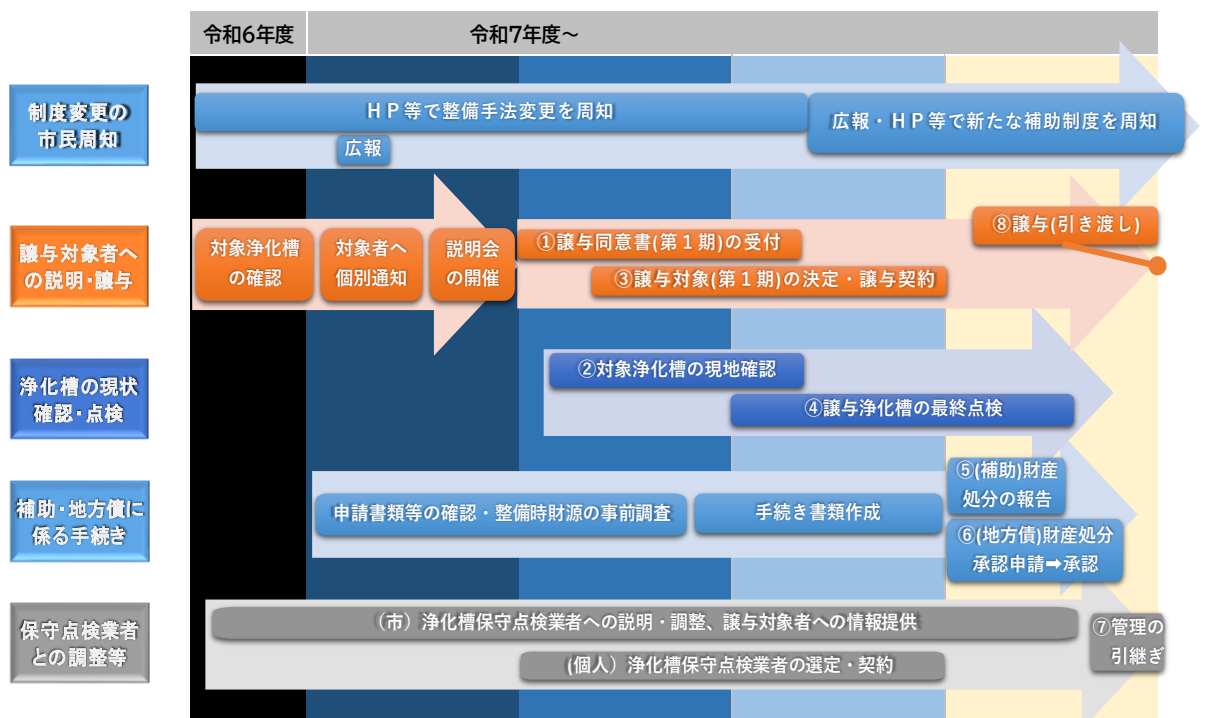


いずれも、令和8年4月1日施行

市管理浄化槽の譲与（案）

- ・市設置から10年を経過するまでは市で管理（従来どおり使用料を徴収）
- ・市設置から10年を経過した浄化槽は、順次住宅所有者等に譲与
- ・寄附を受けた浄化槽は、寄附申込者またはその相続人、その他の承継人に譲与

➤ 今後のスケジュール（案）



(所 見)

合併処理浄化槽の設置手法を「市設置型」から「個人設置型」に変更することは、整備自体が進んでいないことから経費回収率も低く、将来にわたり一般会計からの繰出しに頼らざるを得ない不採算事業となっているため必要な事業変更である。

今回示された今後のスケジュールでは、令和8年4月1日施行を目途に例規の制定、改正を行うというものであった。施行前に必要なのは、整備手法の変更の周知徹底と対象者等への説明会の実施である。市民理解が得られるよう丁寧な事業遂行に取り組まれない。

■上下水道耐震化計画について

（概 要）

国から指示があった、上下水道一体で耐震化を推進するための計画策定の概要について調査を行った。

計画策定のきっかけは、今年１月１日に発生した能登半島地震の復旧において、取水施設、浄水場、配水池、下水処理場、ポンプ場の耐震化未実施により、復旧に長期間を要したことである。

災害時でも水の使用を可能とするためには、上下水道機能の確保が重要になることから、避難所等の重要施設に接続する上下水道管路の耐震化を計画的、重点的に進めることが目的である。

計画は、全ての水道事業者等及び下水道管理者により、令和７年度から５年程度を計画期間として、令和７年１月末日まで策定するよう求められている。

計 画 に 定 め る 主 な 事 項	① 目標
	② 計画期間
	③ 避難所等の重要施設の設定
	④ 水道システムの急所施設の耐震化
	⑤ 避難所等の重要施設に接続する水道管路の耐震化
	⑥ 下水道システムの急所施設の耐震化
	⑦ 避難所等の重要施設に接続する下水道管路等の耐震化

（所 見）

大地震などの災害における上下水道の復旧の長期化は、仕方のないことではない。しかし、地下埋設管路の老朽化は直接目視での確認が難しいため、管路の耐震化率は本市のみならず、全国的にも低い水準となっているのが現状である。

今回の国による上下水道耐震化計画の策定には、理解はするものの、令和７年１月末までの策定要請とはあまりに短期間ではないかと考えるが、災害はいつ発生するか分らない。より強靱で持続可能な上下水道システムの構築に向けて、担当部局には市民生活の安全・安心の確保のために計画策定に邁進されたい。

■地域おこし協力隊報酬額改定の考え方について

(概 要)

現在、月額 166,500 円としている地域おこし協力隊の報酬の改定内容について調査を行った。

会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴い、令和 6 年度より地域おこし協力隊員の活動に要する経費のうち、報償費等に対する特別交付税措置の上限が 320 万円に引き上げられたことから、これを 12 月で除した額の端数処理し、令和 7 年 1 月分の報酬から月額 266,500 円に改定することである。期末手当としないのは、期末手当の場合、基準日以前 6 カ月以内の在職期間により支給割合が減少するため、任用初年度の 6 月は在職期間が 2 か月で満額支給とならないことが理由であった。

市では、今後も地域おこし協力隊制度を活用し、地域課題の解決や地域のにぎわいづくりを通して定住促進につなげたいと考えている。

	報酬月額	報酬年額
改 定 前	166,500 円	1,998,000 円
改 定 後	<u>266,500 円</u>	<u>3,198,000 円</u>
差 額	100,000 円	1,200,000 円

(所 見)

国が定める特別交付税措置の上限額変更に伴い、近隣市との均衡を図るうえでも報酬額の見直しは概ね理解出来るものである。

しかしその中で、これまでの実績に対し、本市で採用した隊員の人数や任期満了後の定住率が全国や県と比較しても低いこと、また活動内容を含め、成果が見えないことなどに対し質疑があった。さらには今後の方向性としての、地域課題の解決や地域のにぎわいづくりを通して定住促進につなげる旨の目的に対して、多くの委員より任期中のプランニングや目標の数値化、活動の見える化などについて検討が必要との意見が出された。

所管部局は質疑内容を今後の課題と捉え、最大限の活動成果と定住率向上に繋がられるよう調査研究するとともに、本市としての制度活用のあり方を検討されたい。

■登米市行政区長設置条例の制定の考え方について

(概 要)

当該案件は11月7日に調査を行い、選任方法への市の関与や区長の欠格事項、事故の定義、任命に際しての年齢制限などについて確認を行ったが、さらに確認が必要と判断した3点について、引き続き調査を行った。

1. 職務

「市が行う事務事業について、市長の求めに応じ調査等を行うこと」とあるが、これが拡大解釈され区長業務が過重にならないか。

⇒ 調査、審査及び審議等を行う案件としては「区長または行政区に係る制度に関すること」を想定している。(具体的には、行政区(担当世帯数)の在り方、区長の任期、定年制等)

2. 配布物の取扱い

市以外の団体からの配布物に対する取扱いを改める考えはないか。

また、町域によって、支所から行政区長への配布方法や行政区長から行政区内の各家庭への配布方法に違いがあるが、統一する考えはないか。

⇒ 配布物の取扱いを変更する予定はないが、今後区長会で意見を聞くことについて検討する。

配布物は、総合支所から区長宅に配達することを基本としているが、区長との協議により総合支所に取りに来ていただいている事例もあり、柔軟に対応したい。

行政区内での各家庭への配布方法は区長に一任しており、行政区の運営に委ねる。

3. 事故あるときの考え方

業務に従事できない期間の捉え方や、従事できない期間の業務遂行者の取扱いが人によって異なっている状況である。統一する必要があるのではないか。

⇒ 期間は、区長配布が1か月あたり3回であることを踏まえ、原則10日を想定しているが、年度内に区長会と相談して決定する。

従事できない場合は、速やかに区長代理を委嘱して従事してもらうことが基本であり、公務災害補償の対象とならない家族による区長業務の代行は、個人情報取り扱いの観点からも原則として想定していない。

（所 見）

令和２年４月地方公務員法の一部改正により、地方公務員法第３条第３項第３号の対象として、職種が限定列举（顧問、参与、統計調査員、産業医などに特定）されたことに伴う、行政区長の身分等の見直しが示された。令和４年６月の常任委員会では、すでに区長制度のある県内１１市のうち８市が「私人」として位置付けており、特別職非常勤職員として任用してきたことについて検討を行っている旨説明があり、運用開始予定を令和５年４月１日とするものであった。当時、常任委員会からは、区長会の意見を重要視し、区長の職務の重要性や地域における役割等々に対する意見を踏まえ、慎重な検討を要すると意見していた。

今般、地方公務員法第３条第３項第２号による執行機関の附属機関として位置付け、令和７年４月１日より特別職非常勤職員とする条例を制定する旨の説明を受けた。

本来、人望があり、各行政区から推薦を受けた行政区長（行政区長代理含め）であることと、住民の個人情報に対する守秘義務を持ち、災害時にはリーダーとして業務に携わることから、地方公務員として継続することは当然であるが、行政区長会並びに各行政区長に対し、行政区のあり方も含めた丁寧な説明を行い、今後とも本市発展と飛躍のための一翼を担っていただくことに期待をする。